

## 【高度外国人材の家事使用人(入国帯同型・家庭事情型共通)】 在留期間更新許可申請

高度外国人材に雇用される家事使用人には2つのタイプがあり、1つ目は高度外国人材と共に本邦に転居する家事使用人(高度人材告示第2条の表への項の上欄の者。以下「家事使用人(入国帯同型)」といいます。)、2つ目は高度外国人材に13歳未満の子がいること等により家事に従事することが認められる家事使用人(高度人材告示第2条の表トの項の上欄の者。以下「家事使用人(家庭事情型)」といいます。)です。

家事使用人(入国帯同型)は、雇用主と共に出国することが予定されていることが必要であり、本邦入国後の雇用主変更は認められないのに対し、家事使用人(家庭事情型)は、本邦入国後の雇用主変更が認められる一方、雇用主である高度外国人材の子が13歳に達したりその配偶者が日常の家事に従事することができない事情が消滅したときは、在留期間の更新を受けることができないという違いがあります。

### ○ 要件(次のいずれにも該当することが必要です。)

※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです(以下同じ。)

#### 1 家事使用人(入国帯同型)

- (1) 雇用主である高度外国人材が申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。
- (2) 在留期間更新の申請の時点において、雇用主である高度外国人材の世帯年収が1000万円以上であること。  
(注1) 「世帯年収」とは、高度外国人材が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額を合算したものをいい、配偶者以外の者の報酬などは含まれません。
- (3) 申請人が当該活動を指定されて上陸許可を受けた時における雇用主と同一であること。
- (4) 雇用主である高度人材外国人の負担において当該高度外国人材と共に本邦から出国(再入国許可を受けて出国する場合を除く。)することが予定されていること。
- (5) 月額20万円以上の報酬を受けること。
- (6) 在留状況が良好であると認められること。

#### 2 家事使用人(家庭事情型)

- (1) 雇用主である高度外国人材が申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。
- (2) 在留期間更新の申請の時点において、雇用主である高度外国人材の世帯年収(予定)が1000万円以上であること。  
(注2) 「世帯年収」とは、高度外国人材が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額を合算したものをいい、配偶者以外の者の報酬などは含まれ

ません。

- (3) 申請人が当該活動を指定されて上陸許可又は在留資格変更許可を受けた時における雇用主と同一であること。
- (4) 雇用主である高度外国人材が、在留期間更新の申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること。
- (5) 月額20万円以上の報酬を受けること。
- (6) 在留状況が良好であると認められること。

## ○ 提出資料

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- 1 [在留期間更新許可申請書](#)（「特定活動」の様式・「○上記以外の目的」を選択） 1通

※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しております。また、法務省のホームページから取得することもできます。

- 2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

- 3 申請人のパスポート及び在留カード 提示

- 4 申請人の年間の収入及び納税額に係る証明書

住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの) 各1通

※ お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

※ 上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方で構いません。

- 5 雇用主である高度外国人材の在留カードの写し 1通

- 6 雇用主である高度外国人材の世帯年収を証する文書 1通

- 7 雇用主である高度外国人材が申請人以外に家事使用人を雇用していない旨を記載した文書 1通

- 8 雇用契約書(写し)及び労働条件を理解したことを証する文書 1通

(注3) [厚生労働省作成のモデル雇用契約書](#)を使用してください。

- 9 次のいずれかの資料

- (1) 家事使用人(入国帯同型)の場合

雇用主である高度外国人材が出国する場合は、その者の負担により共に出国することが予定されていることを誓約する文書 1通

(注4) 雇用契約書に当該条項がある場合は不要です。

- (2) 家事使用人(家庭事情型)の場合

雇用主である高度外国人材が13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有することを証する文書 1通

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

## ○ 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページの[「各種手続案内」](#)をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 申請人本人が疾病(注5)その他の事由(注6)により自ら出頭することができない場合で、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが申請を提出する場合には、身分を証する文書等(戸籍謄本等)をご提示いただきます。これは申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。  
また、申請人以外の方が申請を提出する場合であっても、上記3の「申請人のパスポート及び在留カードの提示」が必要です。

(注5) 「疾病」の場合、疎明資料として診断書を持参願います。

(注6) 「その他の事由」には、人道的な理由が該当し、多忙で仕事が休めないなどの理由は入りません。